

令和3年度 岡山県地域課題解決型起業支援金 【Q & A】

<目次>

1. 対象者について（Q1～8）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1～2
 - Q1：国籍、年齢、性別の制限はありますか。
 - Q2：起業者が公募開始日より前の日に開業又は法人等を設立した場合は、対象者となりますか。
 - Q3：既存事業の経営者は対象者となりますか。
 - Q4：共同経営者は対象者となりますか。
 - Q5：5年以内に代表者の変更または廃業する場合はどうなりますか。
 - Q6：住民票の住所が岡山県外の時に、岡山県内で開業又は法人等を設立した場合は対象者となりますか。
 - Q7：住民票の住所と現住所が異なっている場合は、申請書に記載する住所は住民票の住所となりますか。
 - Q8：地域おこし協力隊員を任期満了した場合は対象者となりますか。
2. 対象事業について（Q9～15）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2～3
 - Q9：社会的事業の「社会性」とは、どういった事業内容になりますか。
 - Q10：社会的事業の「必要性」とは、どういった事業内容になりますか。
 - Q11：農業は対象事業となりますか。
 - Q12：フランチャイズチェーンは対象事業となりますか。
 - Q13：他の補助制度との重複利用はできますか。
 - Q14：主たる事業の基準はありますか。
 - Q15：これから取り組むべきSociety 5.0の例示はありますか。
3. 対象経費について（Q16～27）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3～5
 - Q16：対象となる経費の支払いに期間の制限はありますか。
 - Q17：交付申請書の提出時に見積書の提出は必要となりますか。
 - Q18：お客様用や従業員用の駐車場の賃借料は対象経費（店舗等借料）となりますか。
 - Q19：知人が所有する不動産の賃借料は対象経費（店舗等借料）となりますか。
 - Q20：中古品の購入・レンタル費用は対象経費（設備費・借料）となりますか。
 - Q21：DIYのための工具等の購入費用は対象経費（設備費）となりますか。
 - Q22：介護タクシーとして使用する車両の購入費用は対象経費（設備費）となりますか。
 - Q23：厨房機器・食器・作業台等の購入費用は対象経費（設備費）となりますか。
 - Q24：車両のリース料は対象経費（借料）となりますか。
 - Q25：店舗・事務所の開設に伴う工事費用は対象経費（外注費）となりますか。
 - Q26：名刺の作成費用は対象経費（広報費）となりますか。
 - Q27：看板作成費用は対象経費（広報費）となりますか。
4. 申請について（Q28～31）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
 - Q28：申請方法を教えてください。
 - Q29：支援機関（商工会等）の伴走支援を受けることは申請条件となりますか。
 - Q30：事業計画書のページ数の増加や写真やグラフ等を使用してもいいですか。
 - Q31：事業に要する経費の額は400万円が上限となりますか。

※詳細は、公募要領及び交付要綱、記入例（交付申請書・積算根拠）をご確認ください。

岡山県商工会連合会

1. 対象者について

Q 1 : 国籍、年齢、性別の制限はありますか。

A 1 : 制限はありませんが、岡山県内に居住又は対象期間内に居住予定（住民票に記載）である必要があります。（参照：公募要領P1・3）

Q 2 : 起業者が公募開始日より前の日に開業又は法人等を設立した場合は、対象者となりますか。

A 2 : 起業者が公募開始日（令和3年4月19日）以降に、開業又は法人等を設立した場合は対象者となります。
（参照：公募要領P1・2）

Q 3 : 既存事業の経営者は対象者となりますか。

A 3 : 既存事業とは異なる新たな事業を実施する方は対象者となります。
ただし、審査において、既存事業の単なる延長であるとみなされる場合や、分社化・支店の設立とみなされる場合は対象者となりません。
また、既存の個人事業主に加えて、別の個人事業主で新たな事業を実施する場合は対象者となりません。なお、既存事業の経営者は、事業計画書に既存事業と新たな事業との違いを記入してください。
（参照：公募要領 P2・3・14・15、様式第1号別紙1-1）

【対象者（起業者）】

- ・個人事業主が新たに法人等を設立する場合
- ・既存法人等の役員が新たに法人等を設立する場合
- ・既存法人等の役員が新たに個人事業を開業する場合

【対象者（事業承継者）】 Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野

- ・個人事業主が新たに法人等の代表者に就任する場合
- ・既存法人等の役員が別の法人等の代表者に就任する場合
- ・既存法人等の役員が新たに個人事業を開業する場合（先代の廃業）

【対象者（第二創業者）】 Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野

- ・個人事業主が既存法人等の代表者として新たな事業を実施する場合
- ・既存法人等の役員が別の法人等の代表者として新たな事業を実施する場合
- ・既存法人等の役員が個人事業主として新たな事業を実施する場合

Q 4 : 共同経営者は対象者となりますか。

A 4 : 対象者と申請者（代表者）は、同一の1名のみとするため、共同経営により代表者が2名の場合は対象者となりません。（参照：公募要領 P2・3）

Q 5 : 5年以内に代表者の変更または廃業する場合はどうなりますか。

A 5 : 5年間は事業状況の報告が必要です。代表者の変更は、対象事業の継続が前提であれば問題ありませんが、事前に事務局への手続きが必要です。また、廃業する場合及び対象事業により取得した財産の処分等を行

う場合は、事前に事務局への手続きが必要です。

(参照：公募要領 P16)

Q 6：住民票の住所が岡山県外の時に、岡山県内で開業又は法人等を設立した場合は対象者となりますか。

A 6：対象期間内に岡山県内に居住し、岡山県内で事業を実施した方は対象となります。ただし、法人等の代表者の住所が岡山県内であることを履歴事項全部証明書で確認できる必要があります。個人事業主の場合は、変更届等で岡山県内の住所・事業所が確認できる必要があります。

(参照：公募要領 P3・4)

Q 7：住民票の住所と現住所が異なっている場合は、申請書に記載する住所は住民票の住所となりますか。

A 7：申請書等には住民票の住所を記載してください。その上で、現住所が確認可能な書類（免許証等のコピー）を添付してください。

(参照：公募要領 P3)

Q 8：地域おこし協力隊員を任期満了した場合は対象者となりますか。

A 8：他に優先して利用できる補助制度がない場合は対象者となります。

(参照：公募要領 P3)

2. 対象事業について

Q 9：社会的事業の「社会性」とは、どういった事業内容になりますか。

A 9：事業予定地の地域社会（市町村）が抱えている共通の地域課題について市町村の総合計画等を参考に、課題発生の背景や現状の認識を踏まえた上で、新たな事業により、その地域課題を解決する事業内容が対象となります。なお、社会性の判断については、事業予定地の市町村に取組内容を照会します。（参照：公募要領 P4・14）

Q10：社会的事業の「必要性」とは、どういった事業内容になりますか。

A10：社会的事業の「社会性」に加えて、事業予定地の地域社会（市町村）または商圈内で、同様のサービスが無い、または不十分である事業内容が対象となります。（参照：公募要領 P4・14）

Q11：農業は対象事業となりますか。

A11：農業・漁業・林業等の第一次産業は対象外の事業となります。

(参照：公募要領 P4)

Q12：フランチャイズチェーンは対象事業となりますか。

A12：対象者及び対象事業に対する要件を満たす場合は対象事業となります。

Q13：他の補助制度との重複利用はできますか。

A13：令和3年度（4月1日から3月31日まで）に他の補助制度の利用（予定）がある場合は、事業計画書に補助金等の名称及び交付元団体を記入してください。本支援金の国の地方創生関連予算と重複していない場合は、利用できる場合があります。なお、次年度以降の他の補助金は利用できます。（参照：公募要領 P4、様式第1号別紙1-1）

Q14：主たる事業の基準はありますか。

A14：新事業の売上高構成比が最も高くなる等、自社の経営資源を活用した商品サービスの提供により、その対価を得られる状況である必要があります。（参照：公募要領 P2・3）

Q15：これから取り組むべきSociety 5.0の例示はありますか。

A15：コロナ禍を鑑みて、接触機会を低減しつつ、住民の移動、買い物、娯楽・スポーツ、食事、学び、新しい働き方及び地域経済の活性化等の地域課題を解決するための技術・商品やサービスの提供に取り組むことが期待されます。（参照：公募要領 P4・5）

【具体例】

- ・新たなモビリティサービスによる観光促進等
- ・ドローン等による空の配送インフラの整備
- ・飲食店等のオートメーション化
- ・在宅介護のモニタリングシステム
- ・モニター等による医療や教育の多言語対応 等

3. 対象経費について

Q16：対象となる経費の支払いに期間の制限はありますか。

A16：交付決定通知書の発行日以降に契約・発注し、対象期間内に支払いを完了した経費が対象となります。（参照：公募要領 P1・5、様式第1号別紙1-2・様式第2号）

Q17：交付申請書の提出時に見積書の提出は必要となりますか。

A17：固定資産に該当する設備費及び第三者と契約を交わす外注費・委託費の経費費目のみ、事前に詳細を確認する必要があるため、交付申請書の提出時に見積書の提出が必要です。なお、実績報告書の提出時には、全ての経費費目の見積書の提出が必要となります。また、見積額が10万円（税抜）以上になる場合の業者選定に当たっては、原則として2者以上から見積をとることが必要になります。（参照：公募要領 P1・5、様式第1号別紙1-2・様式第2号）

Q18：お客様用や従業員用の駐車場の賃借料は対象経費（店舗等借料）となりますか。

A18：お客様用は対象経費となりますが、従業員用の駐車場の賃借料は対象外経費となります。（参照：公募要領 P6）

Q19：知人が所有する不動産の賃借料は対象経費（店舗等借料）となりますか。

A19：不動産業を営んでいる方から不動産を賃借する場合は対象経費となります。なお、本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等に係る賃借料は対象外経費です（参照：公募要領 P6）

Q20：中古品の購入・レンタル費用は対象経費（設備費・借料）となりますか。

A20：中古品は対象外経費となります。（参照：公募要領 P7・8）

Q21：DIY（自分で修繕すること）のための工具等の購入費用は対象経費（設備費）となりますか。

A21：DIYの工具等は、汎用性（持ち運びができ、他の目的に使用が可能等）が高く、対象事業以外にも使用可能なものであれば対象外経費となります。（参照：公募要領 P7）

Q22：介護タクシーとして使用する車両の購入費用は対象経費（設備費）となりますか。

A22：リフトを備えた車イス移動車は対象経費となります。また、対象事業以外には使用できないことが明確で耐用年数までの使用が担保できる事業である場合のみが対象経費となります。（参照：公募要領 P7）

Q23：厨房機器・食器・作業台等の購入費用は対象経費（設備費）となりますか。

A23：機械装置・器具・備品は、汎用性（持ち運びができ、他の目的に使用が可能等）が高く、対象事業以外にも使用可能なものは対象外経費です。（参照：公募要領 P7）

【対象外経費例】

- ・持ち運び可能なもの（パソコン、カメラ、タブレット、携帯電話、調理器具食器、テーブル、イス、作業台、商品棚等）
- ・汎用性があるもの（冷蔵庫、電子レンジ、エアコン等）

Q24：車両のリース料は対象経費（借料）となりますか。

A24：対象事業の実施に明確に必要な車両（営業用車両等）と特定できた場合のリース料は、対象経費となります。（参照：公募要領 P8）

Q25：店舗・事務所の開設に伴う工事費用は対象経費（外注費）となりますか。

A25：外装工事・内装工事が対象経費となります。なお、建物の新築工事、建物

本体に影響を与える増築工事、改築工事、外構工事等は対象外経費となります。なお、既存施設に備えていない設備機能の設置（水道設備・電気設備等）は対象外経費となります。（参照：公募要領 P10）

Q26：名刺の作成費用は対象経費（広報費）となりますか。

A26：名刺は対象事業にのみ係った広報費と限定できないため対象外経費となります。（参照：公募要領 P11）

Q27：看板作成費用は対象経費（広報費）となりますか。

A27：立て看板等は、継続的に使用でき、資産形成に関わる広報用の備品や設備となるため、対象外経費となります。（参照：公募要領 P11）

4. 申請について

Q28：申請方法を教えてください。

A28：各公募期間内に、事務局に提出書類（書類及びデータ）を直接持参又は郵便等により提出してください。なお、交付申請書（様式第1号）の申請者の押印は不要です。また、該当者は、対象経費の見積書や取組内容（起業者、事業承継者、第二創業者）ごとに必要な添付書類をご提出ください。（参照：公募要領 P12・13、様式第1号別紙1-1）

Q29：支援機関（商工会等）の伴走支援を受けることは申請条件となりますか。

A29：申請条件ではありませんが、事業予定地で起業する上で必要な情報提供や事業計画書作成等の相談を受けることができますので、最寄りの支援機関（商工会・商工会議所・金融機関等）による伴走支援を受けることをお勧めします。（参照：公募要領 P17、様式第1号別紙1-1）

Q30：事業計画書のページ数の増加や、写真やグラフ等を使用してもいいですか。

A30：ページ数は7ページ以内となります。必要に応じて追加で参考資料を添付することはできます。なお、申請された事業計画書等は、外部専門家による審査会の書面審査に用いるため、事業計画書は、必要事項を記載の上、適宜、写真やグラフ等を使用して分かりやすく記載することをお勧めします。（参照：公募要領 P14）

Q31：事業に要する経費の額は400万円が上限となりますか。

A31：経費の額に上限はありませんが、積算根拠に記載した経費は、審査結果により対象外経費となる場合もありますので、実際に事業に必要な経費の額を全て記載することをお勧めします。ただし、経費の額が400万円を超える場合でも、起業支援金交付申請額は200万円が上限となります。（参照：様式第1号別紙1-2）